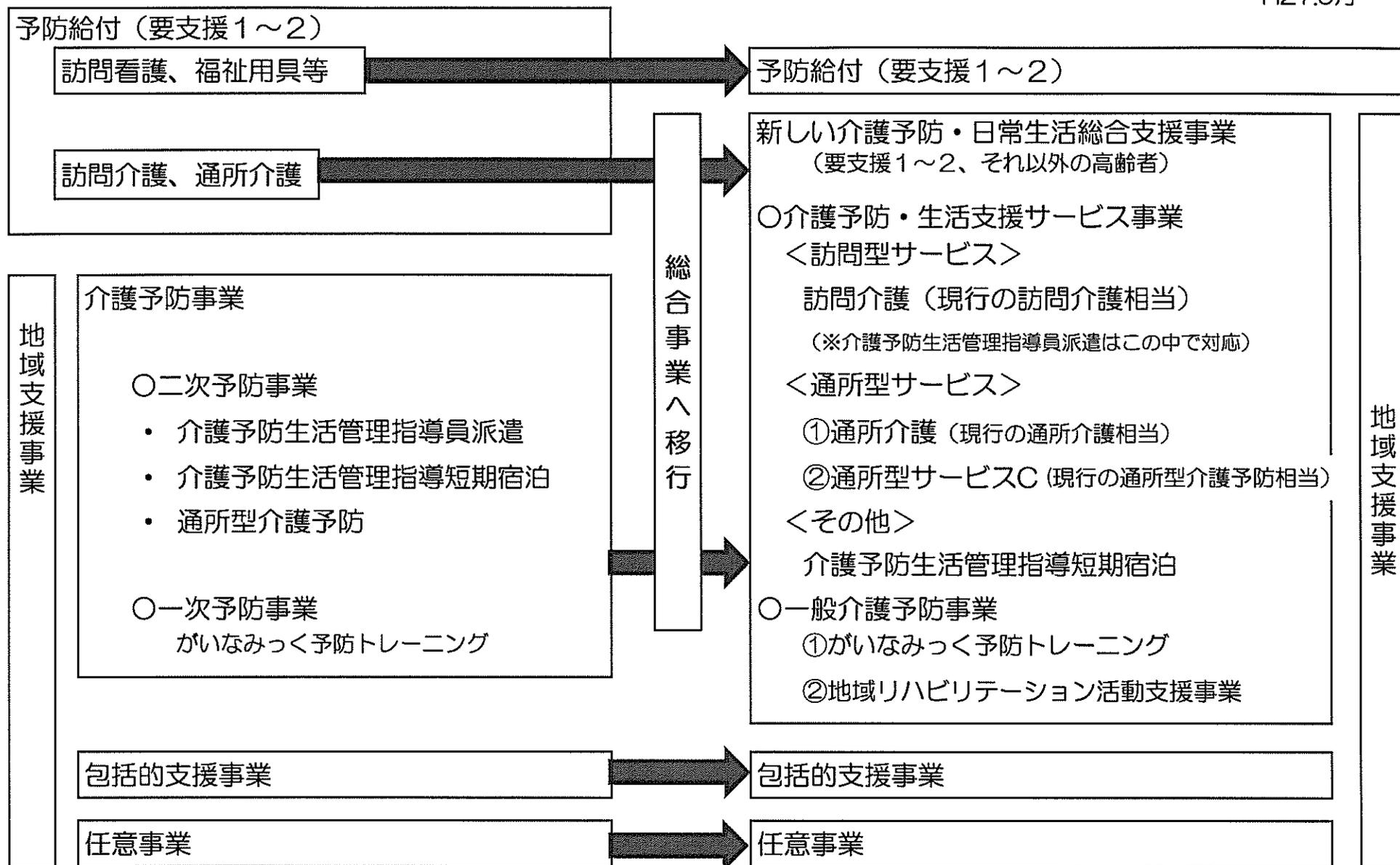


# 介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ(米子市版)

現行

平成28年4月1日以降

H27.9月



# 「米子市二次予防通所型介護予防事業」マニュアル

## 1 目 的

生活機能が低下している二次予防事業対象者が、運動することの楽しさを体感し、運動効果を理解してもらうとともに、いつまでもおいしく食べることができるように口腔機能の維持・向上、及び栄養改善、及び認知症予防等に関する意識づけを図る。

また、プログラム終了後も日々の生活習慣につなげ、いつまでも元気に過せるように自分自身の生活を見直すことを目的とする。

## 2 対 象 者

基本チェックリストの結果から、65歳以上で二次予防事業対象者に該当した者で、地域包括支援センターによる介護予防アセスメントにおいて、本事業の利用が必要と判断された者とする。

## 3 事業内容

### (1) 実施期間及び回数

#### ○運動機能・口腔機能向上プログラム

6ヶ月間とし、週1回の実施体制を基本とする。

#### ○栄養改善プログラム

6ヶ月間とし、月1回の実施体制を基本とする。(プログラム加算対象)

#### ○認知症予防プログラム

3ヶ月間とし、週1回の実施体制を基本とする。(プログラム加算対象)

### (2) 実施方法

#### ○運動機能・口腔機能向上プログラム

実施時間：1回につき、90分～120分を基本とする。

毎回、運動メニュー＋口腔メニュー（すこやかオーラル体操等）を実施。

※1ヶ月に1回は、口腔メニュー30分間実施すること。

#### ○栄養改善プログラム

栄養改善マニュアルに基づき、実施すること。

#### ○認知症予防プログラム

実施時間：1回につき、90分～120分を基本とする。

利用者の希望に合わせ、有酸素運動・脳活性トレーニング・回想法・机上アクティビティ、その他、認知症予防に効果があるとされるものを実施すること。

### (3) 実施内容

①事前アセスメントを行い、個別の目標設定を行った後、身体状況を包括的に向上させる運動を行う。

②基本的には集団で行うが、一定の期間ごとに各自の目標を立てる。

対象者の状況に応じて、過度の負荷がかからないように個別プログラムを設定し、提供する。

③プログラムの期間中、3ヶ月に1回は自宅等での実施状況を確認し、自分自身の身体状況や生活状況の変化などを振り返る時間を設定する。

④終了時に事後アセスメントを行い、目標達成度、生活活動能力状況、身体状況などの総合評価を行うとともに、自宅等で継続して運動を行えるように配慮する。

### (4) 送迎サービスについて

二次予防事業対象者には、公共交通機関を用いての外出に制限を認める者も一部存在し、その場合、送迎サービスを行なうことも1つの方法である。ただし、送迎サービスを永続的なものとすることなく、長期的には自立することができるように、段階的に公共交通機関等の利用へと促す。

## 通所型サービスの概要

## ■ 通所型サービス C (案)

サービスの内容	<input type="radio"/> 現行の二次予防事業対象者の通所型介護予防と同様のサービス <input type="radio"/> サービス提供時間（二次予防事業対象者の通所型介護予防に準じる） ※送迎時間は含まない <input type="radio"/> サービスの内容は、現行のマニュアル（裏面参照）に準じる
対象者	<input type="radio"/> 要支援認定者及びサービス事業対象者（以下事業対象者とする）
設備・運営基準	<input type="radio"/> 現行の基準と同様
従事者	プログラムを実施する際は、下記のいずれかのスタッフを配置すること。 <基本メニュー> <input type="radio"/> 運動機能・口腔機能向上プログラム ①理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、言語聴覚士、歯科衛生士 ②介助員（利用人数に応じて安全に実施できるスタッフ数とする） <加算メニュー> <input type="radio"/> 栄養改善プログラム 管理栄養士、栄養士 <input type="radio"/> 認知症予防プログラム ①理学療法士、作業療法士、健康運動指導士 ②介助員（利用人数に応じて安全に実施できるスタッフ数とする）
事業の実施方法	<input type="radio"/> 委託
地域ケア会議	<input type="radio"/> 対象
個別サービス計画	<input type="radio"/> 作成
計画期間	<input type="radio"/> 6ヶ月間（通所型介護予防に準ずる）
単価	<input type="radio"/> 要支援 1・2、事業対象者… 1回につき 350 単位 加算は栄養、認知症予防ともに 50 単位 ※利用回数は週 1 回まで
利用料 (利用者負担)	<input type="radio"/> 1割相当 ※一定以上所得者は、2割相当
給付管理	<input type="radio"/> 対象 ・ 要支援認定者→介護度による予防給付の支給限度額 ・ 事業対象者→予防給付の要支援 1 の限度額
事業者への支払い	<input type="radio"/> 国保連経由での審査・支払

## 通所型サービスの概要

## ■ 通所介護事業（案）

サービスの内容	<input type="checkbox"/> 現行の介護予防通所介護と同様のサービス <input type="checkbox"/> サービス提供時間（介護予防通所介護の基準省令に準じる） ※送迎時間は含まない <input type="checkbox"/> サービスの支援内容は、現行の基準省令に準じる
対象者	<input type="checkbox"/> 要支援認定者及びサービス事業対象者（以下事業対象者とする）
事業の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者指定（みなし指定による）
従事者・設備・運営基準	<input type="checkbox"/> 現行の基準と同様
地域ケア会議	<input type="checkbox"/> 対象
個別サービス計画	<input type="checkbox"/> 作成
計画期間	<input type="checkbox"/> 介護予防通所介護に準ずる
単価	算定構造の通所型サービス費（みなし）の1回あたりを採用。 <input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援1…1回につき 378 単位 ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合 <input type="checkbox"/> 要支援2 …1回につき 389 単位 ※1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合 <input type="checkbox"/> 加算、減算等について…すべて適用
利用料 (利用者負担)	<input type="checkbox"/> 1割相当（昼食代は別途自己負担） ※一定以上所得者は、2割相当
給付管理	<input type="checkbox"/> 対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援認定者→介護度による予防給付の支給限度額</li> <li>・ 事業対象者→予防給付の要支援1の限度額</li> </ul>
サービス上限回数	<input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援1…月4回まで <input type="checkbox"/> 要支援2 …月8回まで
事業者への支払い	<input type="checkbox"/> 国保連経由での審査・支払

## 訪問型サービスの概要

## ■ 訪問介護事業（案）

サービスの内容	<input type="checkbox"/> 現行の介護予防訪問介護と同様のサービス <input type="checkbox"/> サービス提供時間は、現行の基準省令に準じる <input type="checkbox"/> サービスの支援内容は、現行の基準省令に準じる
対象者	<input type="checkbox"/> 要支援認定者及びサービス事業対象者（以下事業対象者とする）
事業の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者指定（みなし指定による）
従事者・設備・運営基準	<input type="checkbox"/> 現行の基準と同様
地域ケア会議	<input type="checkbox"/> 対象
個別サービス計画	<input type="checkbox"/> 作成
計画期間	<input type="checkbox"/> 介護予防訪問介護に準ずる
単価	算定構造の訪問型サービス費（みなし）の1回あたりを採用。 <input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援1・2…週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 1回につき266単位（4回まで/月） <input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援1・2…週2回までの訪問型サービスが必要とされた者 1回につき270単位（5～8回）/月 <input type="checkbox"/> 要支援2 ……週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 1回につき285単位（9～12回/月） <input type="checkbox"/> (短時間サービス)事業対象者・要支援1・2 ……20分未満の訪問型サービス 1回につき165単位（22回まで/月） ※加算、減算等について…すべて適用
利用料(利用者負担)	<input type="checkbox"/> 1割相当（昼食代は別途自己負担） ※一定以上所得者は、2割相当
給付管理	<input type="checkbox"/> 対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援認定者→介護度による予防給付の支給限度額</li> <li>・ 事業対象者→予防給付の要支援1の限度額</li> </ul>
サービス上限回数	<input type="checkbox"/> 事業対象者・要支援1…月8回まで <input type="checkbox"/> 要支援2 ……月12回まで
事業者への支払い	<input type="checkbox"/> 国保連経由での審査・支払

## 介護予防生活管理指導短期宿泊事業（案）

サービスの内容	○現行の介護予防生活管理指導短期宿泊事業と同様のサービス
対象者	○サービス事業対象者 対象者が次に掲げる事情により居宅での生活が困難となり、一時的に養護する必要があると認めた場合に、実施施設に宿泊させ、生活習慣の指導を行うとともに、体調の調整を図る。 (1) 基本的な生活習慣が欠如していること。 (2) 体調不良の状態にあること。 (3) (2) に掲げるもののほか、居宅での生活が困難な事情があること。
事業の実施方法	○委託
実施施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に委託し、当該実施施設の空きベッド及び事業のために整備したベッドを利用して行う。
地域ケア会議	○対象
個別サービス計画	○作成
計画期間	1年に14日を限度とし、必要と認める範囲内で定めるものとする。
単価	宿泊・・・1回につき400単位 送迎・・・184単位（片道を1回として計算する。）
利用料 (利用者負担)	1割相当（食事代は別途自己負担） ※一定以上所得者は、2割相当
給付管理	○対象 サービス事業対象者→予防給付の要支援1の限度額
事業者への支払い	国保連経由での審査・支払